2・3 (略) 正 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) (を学部分休業) (を学部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の 第二条 修学部分で、				
ついて、五分を単位として行うものとする。 分を単の一を超えない範囲内で、職員の修学のため必要 い範囲休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の 第二条 (さ務	二 (条 修	
を単位として行うものとする。 分を単い範囲内で、職員の修学のため必要 い範囲の 第二条 の の 第二条 の の 第二条 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(略)	る時間につい間の二分の一	休業の承	改
型 必 要 第 二 3 を 単 無 無 (を		をい単範	当 該	正
・ 分 い 二 3 を 範 条 (単 囲 修		必必	間 当 た り	後
		を範囲	二条 (修	
- /		うものとする。(の修学のため必要とされる時間について、	一週間を通じて二十時間を超えな	行